

○ 財 務 省 告 示 第 24 号

個 人 向 け 国 債 の 発 行 等 に 関 す る 省 令 （ 平 成 14
年 財 務 省 令 第 68 号 ） 第 4 条 第 14 項 の 規 定 に 基 づ
き、令 和 7 年 12 月 15 日 に 発 行 し た 個 人 向 け 国 債
の 発 行 条 件 等 を 次 の と お り 告 示 す る。

令 和 8 年 1 月 14 日

財 務 大 臣 臨 時 代 理
国 務 大 臣 林 芳 正

1	名 称 及 び 記 号	個 人 向 け 利 付 国 庫 債 券 （ 変 動 ・ 10 年 ） （ 第 188 回 ）
2	発 行 の 根 拠 法 律 及 び そ の 条 項	特 別 会 計 に 関 す る 法 律 （ 平 成 19 年 法 律 第 23 号 ） 第 46 条 第 1 項
3	振 替 法 の 適 用 等	社 債 、 株 式 等 の 振 替 に 関 す る 法 律 （ 平 成 13 年 法 律 第 75 号 。 以 下 「 振 替 法 」 と い う 。 ） の 規 定 の 適 用 を 受 け る も の と し、そ の 振 替 機 関 は 日 本 銀 行 と す る。
4	発 行 額	額 面 金 額 で 118,708,490,000 円
5	最 低 額 面 金 額	10,000 円
6	振 替 単 位	振 替 法 の 規 定 に よ る 振 替 口 座 簿 の 記 載 又 は 記 録 は、最 低 額 面 金 額 の 整 数 倍 の 金 額 に よ る も の と す る。
7	発 行 日	令 和 7 年 12 月 15 日
8	発 行 価 格	額 面 金 額 100 円 に つ き 100 円
9	初 期 利 子 の 適 用 利 率	年 1.10%
10	第 2 期 以 後 の 利 子 の 適 用 利 率	年 当 た り、各 利 払 期 に お け る 利 子 計 算 期 間 開 始 日 前 に 行 わ れ た、発 行 か ら 償 還 ま で の 期 間 が 9

年 5 か 月 超 の 10 年 利 付 国 債 の 直
近 に お け る 入 札 (当 該 開 始 日 の
属 す る 月 に 行 わ れ た 入 札 を 除
く 。) の 結 果 に 基 づ き 算 出 さ れ た
複 利 利 回 り に 、 0 . 6 6 を 乗 じ た 率 。
た だ し 、 乗 じ た 率 が 0 . 0 5 % を 下
回 る と き は 、 そ の 率 は 0 . 0 5 % と
す る 。

- 11 初 期 利 子 令 和 8 年 6 月 15 日 を 支 払 期 と し 、
次 の 算 式 に よ り 算 出 し た 金 額 を
支 払 う 。 た だ し 、 支 払 期 が 銀 行
休 業 日 に 当 た る と き は 、 そ の 翌
営 業 日 に 支 払 う (以 下 、 次 号 及
び 第 13 号 に お い て 規 定 す る 期 日
に つ い て 同 じ 。) 。

$$\text{額 面 金 額} \times \frac{1.10}{100} \times \frac{1}{2}$$

- 12 第 2 期 以 後
の 利 子 毎 年 6 月 15 日 及 び 12 月 15 日 を
支 払 期 と し 、 各 支 払 期 に お い て 、
そ の 日 以 前 6 月 間 に 属 す る 利 子
と し て 、 次 の 算 式 に よ り 算 出 し
た 金 額 を 支 払 う 。

$$\text{額 面 金 額} \times \frac{\text{第 10 号 に 規 定 す る 第 2 期 以 後 の 利 子 の 適 用 利 率}}{100} \times \frac{1}{2}$$

- 13 償 還 期 限 令 和 17 年 12 月 15 日
14 償 還 金 額 額 面 金 額 100 円 に つ き 100 円
15 払 込 期 日 令 和 7 年 12 月 15 日
16 払 込 場 所 日 本 銀 行 の 本 店 又 は 支 店
17 中 途 換 金 の
取 扱 い 中 途 換 金 の 買 取 り は 、 令 和 8 年
12 月 15 日 以 後 に お い て 行 う こ
と と し 、 そ の 買 取 金 額 は 、 次 の
区 分 に 応 じ 、 そ れ ぞ れ の 算 式 に

より算出した金額とする。

(1) 令和8年12月15日から令和9年6月15日前までの間の場合

額面金額 + 経過利子に相当する金額 - (初期利子に相当する金額 $\times \frac{79.685}{100}$ + 第2期利子に相当する金額 $\times \frac{79.685}{100}$)

(2) 令和9年6月15日以後の場合

額面金額 + 経過利子に相当する金額 - (買い取る日の直前の利子支払期に支払われた利子に相当する金額 $\times \frac{79.685}{100}$ + その直前の利子支払期に支払われた利子に相当する金額 $\times \frac{79.685}{100}$)

18 中途換金の特例

前号による取扱いのほか、個人向け国債を有する者（相続税法（昭和25年法律第73号）第21条の4第1項に規定する特定障害者扶養信託契約の受益者及び所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第5号）第3条の規定による改正前の相続税法第21条の4第1項に規定する特別障害者扶養信託契約の受益者を含む。）が、死亡したときにはその相続人が、又はその居住する市町村（特別区を含み、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市

にあっては、当該市又は当該市の区若しくは総合区とする。)の区域において、災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助の行われる災害が発生し、当該災害にかかったときには当該個人向け国債を有する者が、令和8年12月15日前であっても、当該個人向け国債の中途換金を請求することができるものとし、その買取金額は、次の区分に応じ、それぞれの算式により算出した金額とする。

(1) 令和8年6月15日から令和8年12月15日前までの間の場合

額面金額＋経過利子に相当する金額－（初期利子に相当する金額× $\frac{79.685}{100}$ ＋経過利子に相当する金額）

(2) 令和8年6月15日前の場合

額面金額＋経過利子に相当する金額－経過利子に相当する金額